

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第26号

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則

四日市市危険物規制規則（昭和48年四日市市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認)</p> <p>第2条 <u>法第10条第1項ただし書の規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことの承認を受けようとする者は、消防署長（当該区域を管轄する消防署長をいう。以下同じ。）に省令第1条の6に規定する危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 消防署長は、前項の申請を承認するときは、危険物仮貯蔵仮取扱い承認書（第1号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p>	<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の6の規定による申請を承認するときは、危険物仮貯蔵仮取扱い承認書（第1号様式）に所要の事項を記載して申請者に交付するものとする。</u></p>
<p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をするときは、許可書（第2号様式）に省令第4条第1項、第5条第1項又は第5条の3第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。</u></p>	<p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をするときは、許可書（第2号様式）に申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。</u></p>

る。

(完成検査前検査の結果の通知)

第4条の2 法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査を行った結果、政令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、完成検査前検査結果通知書(第4号様式の2)に省令第6条の4第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。ただし、タンクの水張検査又は水圧検査については、この限りでない。

(予防規程の認可)

第6条 法第14条の2第1項の規定による申請を認可するときは、認可書(第5号様式)に省令第62条第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(保安に関する検査時期変更の承認)

第6条の2 政令第8条の4第2項ただし書の規定による保安に関する検査時期の変更の承認をするときは、保安検査時期変更承認書(第5号様式の2)に省令第62条の3第2項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

(完成検査前検査の結果の通知)

第4条の2 政令第8条の2第7項の規定による完成検査前検査を行った結果、同条第3項各号に掲げる工事の工程ごとに当該各号に定める事項(液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項を除く。)が政令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、完成検査前検査結果通知書(第4号様式の2)に申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(予防規程の認可)

第6条 法第14条の2第1項の規定による申請を認可するときは、認可書(第5号様式)に提出された予防規程の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(保安に関する検査時期変更の承認)

第6条の2 政令第8条の4第2項ただし書の規定による保安に関する検査時期の変更の承認をするときは、保安検査時期変更承認書(第5号様式の2)を申請者に交付するものとする。

(保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

時期延長の承認)

第6条の3 政令第8条の4第2項第1号の規定による保安に関する検査時期の延長の承認をするときは、特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認書(第5号様式の3)に省令第62条の2の3第2項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間延長の承認)

第6条の5 省令第62条の5第3項の規定による内部点検の期間の延長の承認をするときは、休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認書(第5号様式の5)に省令第62条の5第4項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認)

第6条の6 省令第62条の5の2第3項の規定による漏れの点検の期間延長の承認をするときは、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書(第5号様式の6)に省令第62条の5の2第4項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認)

時期延長の承認)

第6条の3 政令第8条の4第2項第1号の規定による保安に関する検査時期の延長の承認をするときは、特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認書(第5号様式の3)を申請者に交付するものとする。

(休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間延長の承認)

第6条の5 省令第62条の5第3項の規定による内部点検の期間の延長の承認をするときは、休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認書(第5号様式の5)を申請者に交付するものとする。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認)

第6条の6 省令第62条の5の2第2項ただし書の規定による漏れの点検の期間延長の承認をするときは、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書(第5号様式の6)を申請者に交付するものとする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認)

第6条の7 省令第62条の5の3第3項の規定による漏れの点検の期間延長の承認をするときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書(第5号様式の6)に省令第62条の5の3第4項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(タンク検査)

第7条 政令第8条の2の2に規定するタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、省令第6条の4第1項に規定する申請書に容量計算書を添えて提出しなければならない。

(製造所等における危険作業の届出)

第10条 関係者は、当該製造所等において、改造、修理、分解又は清掃等、災害発生のおそれのある作業をしようとするときは、危険作業開始の届出書(第7号様式)により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた関係者については、この限りでない。

2 前項の規定は、第4条第1項の規定による仮使用の承認の申請、前条第1項第3号の規定による危険物製造所等の変更の届出及び第16条の2の規定による屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施の届出をした製造所等については、適用しないものとする。

3 (略)

第6条の7 省令第62条の5の3第2項ただし書の規定による漏れの点検の期間延長の承認をするときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書(第5号様式の6)を申請者に交付するものとする。

(タンク検査)

第7条 政令第8条の2の2に規定するタンクの水張又は水圧検査を受けようとする者は、申請書に当該タンクの構造図及び容量計算書を添えて提出しなければならない。

(製造所等における危険作業の届出)

第10条 製造所等の関係者は、当該製造所等において、改造、修理、分解又は清掃等、災害発生のおそれのある作業をしようとするときは、危険作業開始の届出書(第7号様式)により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた関係者については、この限りでない。

2 前項の規定は、第4条第1項の規定による仮使用の承認の申請、前条第3号の規定による危険物製造所等の変更の届出及び第16条の2の規定による屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施の届出をした製造所等については、適用しないものとする。

3 (略)

(機器開放等の作業開始の届出)

第10条の2 関係者は、当該製造所等が存する事業所敷地内において、製造所等に設置された機器を開放する際に、機器内の物質が空気と反応するなどの要因から発熱し、又は発火するおそれのある作業をしようとするときは、当該作業を開始する日の3日前までに、機器開放等の作業開始の届出書(第7号様式の2)により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

(製造所等の事故発生の届出)

第11条 関係者は、当該製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したときは、その大小にかかわらず速やかに通報するとともに、配置図及び災害状況を明らかにした図面、写真等を添付して危険物施設災害(事故)発生届出書(第8号様式)により消防長又は消防署長に届け出なければならない。危険物の流出、漏えい等の事故又は製造所等の設備に事故が発生したときも同様とする。

(製造所等の休止、再開の届出)

第12条 関係者は、当該製造所等の使用を3箇月以上にわたって休止するときは休止の区域及び消火設備、防火塀等の位置を明示した図面を添付して危険

(機器開放等の作業開始の届出)

第10条の2 製造所等の関係者は、当該製造所等が存する事業所敷地内において、製造所等に設置された機器を開放する際に、機器内の物質が空気と反応するなどの要因から発熱し、又は発火するおそれのある作業をしようとするときは、当該作業を開始する日の3日前までに、機器開放等の作業開始の届出書(第7号様式の2)により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

(製造所等の事故発生の届出)

第11条 製造所等の関係者は、当該製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したときは、その大小にかかわらず速やかに通報するとともに、配置図及び災害状況を明らかにした図面、写真等を添付して危険物施設災害(事故)発生届出書(第8号様式)により消防長又は消防署長に届け出なければならない。危険物の流出、漏えい等の事故又は製造所等の設備に事故が発生したときも同様とする。

(製造所等の休止、再開の届出)

第12条 製造所等の関係者は、当該製造所等の使用を3箇月以上にわたって休止するときは休止の区域及び消火設備、防火塀等の位置を明示した図面を添

物製造所等休止再開届出書（第9号様式）により、市長に遅滞なく届け出なければならない。休止している製造所等の使用を再開するときも同様とする。

2 （略）

（休止の確認）

第12条の2 21年省令附則第3条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び23年省令附則第9条第3項の規定による危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認をするときは、休止確認済書（第9号様式の2）に21年省令附則第3条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）又は23年省令附則第9条第2項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

（許可書等の再交付）

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者（法第11条第6項の規定により、設置者の地位を承継した者を含む。）が、当該製造所等に係る書類で次の各号に掲げるもの（以下この条において「許可書等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときは、それぞれ当該各号に定める申請書により、再交付を申請することができる。

(1)及び(2) （略）

付して危険物製造所等休止再開届出書（第9号様式）により、市長に遅滞なく届け出なければならない。休止している製造所等の使用を再開するときも同様とする。

2 （略）

（休止の確認）

第12条の2 21年省令附則第3条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び23年省令附則第9条第3項の規定による危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認をするときは、休止確認済書（第9号様式の2）を申請者に交付するものとする。

（許可書等の再交付）

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者（法第11条第6項の規定により、設置者の地位を承継した者を含む。）が、当該製造所等に係る書類で次の各号に掲げるもの（以下この条において「許可書等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときは、それぞれ当該各号に定める申請書により、再交付を申請しなければならない。

(1)及び(2) （略）

2 及び 3 (略)

(製造所等の設置又は変更の取りやめ)

第 16 条 製造所等の設置又は変更の許可を申請した場合において、当該設置又は変更の計画を取りやめたときは、危険物製造所等設置(変更)取りやめ届出書(第 12 号様式)により届け出なければならない。この場合、法第 11 条第 2 項の規定による設置又は変更の許可を受けた後の取りやめにあつては、当該許可書を添えて提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第 17 条 省令第 1 条の 6 に規定する危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書の提出部数は、1 部とする。

2 次の各号に掲げる申請書の提出部数は、2 部とする。

(1) から (9) まで (略)

(10) 省令第 6 2 条の 5 の 2 第 4 項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

(11) 省令第 6 2 条の 5 の 3 第 4 項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

(12) から (15) まで (略)

3 (略)

(検査の不適合通知)

2 及び 3 (略)

(製造所等の設置又は変更の取りやめ)

第 16 条 製造所等の設置又は変更を申請した場合において、当該設置又は変更の計画を取りやめたときは、危険物製造所等設置(変更)取りやめ届出書(第 12 号様式)により届け出なければならない。この場合、法第 11 条第 2 項の規定による設置又は変更の許可を受けた後の取りやめにあつては、当該許可書を添えて提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第 17 条 省令第 1 条の 6 に規定する危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書(省令別記様式第 1 の 2)の提出部数は、1 部とする。

2 次の各号に掲げる申請書の提出部数は、2 部とする。

(1) から (9) まで (略)

(10) 省令第 6 2 条の 5 の 2 第 3 項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

(11) 省令第 6 2 条の 5 の 3 第 3 項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

(12) から (15) まで (略)

3 (略)

第19条 法第11条第5項の規定による完成検査を行った結果、政令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき又は、許可の内容と異なると認めるときは、危険物製造所等完成検査不適合通知書（第17号様式）に省令第6条第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

2 法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査を行った結果、政令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書（第18号様式）に省令第6条の4第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

3 法第14条の3の規定による保安に関する検査を行った結果、政令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、保安検査不適合通知書（第19号様式）に省令第62条の3第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

第19条 削除

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済	
製 造 所 等 の 別	
承 認 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 四 消 本 指 令 第 号
承 認 行 政 庁 名	四 日 市 市

- 注 1 横35cm以上、縦25cm以上の板とすること。
2 地を白色とし、文字を黒色とすること。

第5号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式を次のように改める。

第12号様式（第16条関係）

製造所
危険物貯蔵所設置（変更）取りやめ届出書
取扱所

年 月 日

四日市市長

届出者

住 所

氏 名

年 月 日付け、四消本指令 第 号で受理（許可）された危険物の設置（変更）を、下記の理由により取りやめることになりましたのでお届けいたします。

記

取りやめの理由

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

受理

年 月 日

第 1 6 号様式の次に次の 3 様式を加える。

危険物製造所等完成検査不適合通知書

申請者
住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった完成検査について、年 月 日に検査を実施した結果、下記のとおり政令で定める技術上の基準に適合していない又は、許可内容と異なると認めたので通知します。

記

理由

年 月 日

四日市市長

印

(教示)

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書

申請者
住所
氏名

年 月 日付で申請のあった完成検査前検査について、
年 月 日に検査を実施した結果、下記のとおり政令で定める技
術上の基準に適合していないので通知します。

記

理由

年 月 日

四日市市長

印

(教示)

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

保安検査不適合通知書

申請者
住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった 保安に関する検査に
ついて、 年 月 日に検査を行った結果、下記のとおり政令
で定める技術上の基準に適合していないと認めたので通知します。

記

理由

年 月 日

四日市市長

印

(教示)

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防本部予防保安課)